

諸外国・地域の規制措置（4月5日現在）

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報をういて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。

① 日本の全ての食品につき輸入禁止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
マレーシア	47都道府県	全ての食品	輸出者作成の産地証明(産出県)を要求 マレーシアにて全ロット検査 (4月15日からは、政府作成の放射能基準 適合証明書があればサンプル検査)	スパイス、香料は検査対象外	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
EU スイス	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山 形、新潟、長野、山梨、埼玉、東 京、千葉(12都県)	全ての食品	放射能基準適合証明書を要求	3月11日より前に収穫・製造 した食品については、日付証明 を要求	(EU) 右記ホームページを参照 (スイス) 駐日スイス大使館 電話 03-5449-8400	英語 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=en 日本 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=jp
	12都県以外	全ての食品	政府作成の産地証明(産出県)を要求			
アラブ首長 国連邦	47都道府県	生鮮食品	輸入一時停止		駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
		その他の食品	政府作成の放射能基準適合証明書を 要求			
オマーン	47都道府県	全ての食品	政府又は国際機関作成の放射能基準 適合証明書を要求		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
		生鮮食品、果物、ミルク(粉 ミルクを含む)	上記に加え、オマーンにてサンプル 検査を実施			
カタール	47都道府県	全ての食品	政府作成の放射能基準適合証明書を 要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
ブラジル	47都道府県	全ての食品	政府作成の放射能基準適合証明書 (ポルトガル語の翻訳付き)を要求 (4月4日から適用)		駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	

(注) EU向けの産出県・日付証明については、原則として都道府県(水産品等については国)が行うよう通知済み。

② 日本の一部食品につき輸入禁止又は証明書を要求し、他の品目につき全ロット検査等

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
韓国	福島、群馬、栃木、茨城(4県)	ほうれん草、かきな、原乳*等	輸入禁止		駐日韓国大使館 E-mail economic_jp@mofat.go.kr (問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること)	○食品医薬品安全庁:生鮮及び加工食品(畜水産物を除く) http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56 ○農林水産食品部:畜水産物 http://www.maf.go.kr/main.jsp ○水産物品質検査院釜山支院:水産物 http://cafe.daum.net/nfisbusan
	4県以外	その他の食品	韓国にて全ロット検査(放射能基準 適合証明書があれば検査を省略)			
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉(5県)	全ての食品	輸入一時停止		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org	
	5県以外	果物、野菜、水産物、海藻 類、乳製品、ミネラルウオー ターなどの飲料水、ベビー フード	台湾にて全ロット検査			
		加工食品	台湾にてサンプル検査			
中国	福島、群馬、栃木、茨城、千葉(5県)	乳製品、野菜及びその加工 品、果物、水産物	輸入禁止		駐日中国大使館 経済商務処 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
		その他の食品及び農産品	中国にて全ロット検査			
	5県以外	食品及び農産品	中国にてサンプル検査			

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	すべての食品、飼料（原材料を含む）	カナダにて検査（放射能基準適合証明書があればサンプル検査）	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200 連邦食品検査庁（CFIA） 電話+[1-800]442-2342 月から金、午前8時から午後8時まで【現地時間】 （日本時間では月の午後9時から土の午前9時まで）	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2011/20110323e.shtml
	12都県以外		カナダにて検査（輸出者作成の申告書（産出県、保管場所等を明記）があればサンプル検査）			

③ 日本の一部食品につき輸入禁止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	47都道府県	加工食品	政府又は指定検査機関による放射能基準適合証明書を要求	今後実施予定	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		水産物	放射能基準適合証明書を要求 インドネシアにてサンプル検査			
		農産物（17品目） 畜産物（10品目）	インドネシアにてサンプル検査（放射能基準適合証明書があれば検査を省略）			
シンガポール	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	食肉、牛乳・乳製品、果物、野菜及び水産物	輸入一時停止		シンガポール農食品獣医庁(Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection Department Tel: +[65]6227 0670 Fax: +[65]6227 6305 Email: ava_email@ava.gov.sg	○Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
	千葉、愛媛、東京、神奈川、埼玉、静岡、兵庫（7県）	果物、野菜				
	上記以外の県	食肉、牛乳・乳製品、果物、野菜及び水産物	シンガポールにてサンプル検査 地方自治体又は商工会議所による産地証明書の添付を要求			
フィリピン	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	肉、乳製品（チョコレート、クッキーを含む）、飼育用動物、飼料	輸入一時停止		駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600	
	上記以外の県		フィリピンにてサンプル検査			
	47都道府県	加工食品				
ブルネイ	福島、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉、神奈川（8県）		輸入一時停止		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話:03-3447-7997	
	上記以外の県	加工食品、農産品、鮮魚	輸出者作成の産地証明（産出県）及び公的機関による放射能基準適合証明書の添付を要求			
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	果物、野菜、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入禁止		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail: tokyo_enquiry@hketoty.gov.hk	○香港経済貿易代表部（東京） http://www.hketoty.gov.hk/
		食肉（卵を含む）、水産物	政府による放射能基準適合証明書を要求			
		加工食品	香港にて検査を実施			
	上記以外の県	加工食品	監視強化			
マカオ	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	全ての食品	輸入申請処理を一時停止			
米国	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	ほうれん草、かきな、原乳*等	輸入禁止		駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	
	上記以外の県	牛乳・乳製品、果物、野菜とその加工品 食品、飼料	放射能基準適合証明書を要求 検査強化			

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
ロシア	福島、群馬、栃木、茨城、東京、千葉（6県）	全ての食品	輸入一時停止	6都県以外の食品は簡易な形で（箱を開封せず外部から）全ロット検査	駐日ロシア大使館 電話：03-3583-4224 / 03-3583-5982 Fax: 03-3505-0593	

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	4 7 都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866	
タイ	4 7 都道府県	全ての食品	タイにて生鮮の野菜及び果実は全ロット検査（放射能基準適合証明書があれば検査を省略） その他はサンプル検査（輸入者は通関時に産出県、生産日、食品の種類を申告）		駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
ミャンマー	4 7 都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港のみ	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
豪州	福島、群馬、栃木、茨城、千葉※（5県）	牛乳・乳製品、果物、野菜、水産物	豪州にてサンプル検査	※千葉県は4月5日から追加	駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・NZ食品基準機関(FSANZ) http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/safetyoffoodfromjapa5110.cfm
NZ	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	牛乳・乳製品、食肉、果物、野菜、茶、海藻等	NZにて検査		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	○NZ農林省食品安全庁 http://www.foodsafety.govt.nz/
エジプト	4 7 都道府県	全ての食品	エジプトにて検査	3月11日以降に日本から出荷されたもの	駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	

(注) ・原乳*は福島県、茨城県産のみ

・放射性物質基準に適合することの証明については、国内の検査機器台数が限られており、当分の間は事実上困難となります。

(参考) 放射性核種に係る日本、各国及びコーデックスの指標値

(単位: Bq/kg)

	放射性ヨウ素 ^{131}I				放射性セシウム ^{134}Cs ^{137}Cs				
	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類 (除根菜・芋類)	その他	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・ 魚・その他
日本	300	300	2,000	—	200	200	500	500	500
Codex	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
米国	170	170	170	170	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
EU	500	500	2,000	2,000	1,000	1,000	1,250	1,250	1,250
香港	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
マレーシア	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(注) Codex においては、放射性ヨウ素の欄に記載した数値(100)は、Sr90、Ru106、I129、I131、U235の合計
放射性セシウムの欄に記載した数値(1000)は、S35、Co60、Sr89、Ru103、Cs134、Cs137、Ce144、Ir192の合計

(参考)

ICRP 国際放射線 防護委員会	ヨウ素の防護基準	セシウムの防護基準
	実効線量 50ミリシーベルト/年 (試算)300ベクレルの水2kgを1年間飲む $300 \times 2 \cdot 2 \times 10^{-5} \times 2 \times 365 = 4.8$ ミリシーベルト	実効線量 5ミリシーベルト/年 (試算)200ベクレルの水2kgを1年間飲む $200 \times 1.3 \times 10^{-5} \times 2 \times 365 = 1.9$ ミリシーベルト

・各国は自国の食品摂取量等を考慮して食品別に摂取制限に関する指標を定めている。